

令和8年度 前橋市 不妊治療費助成事業のご案内

〇 前年度事業からの主な変更点

住民要件を一部緩和しました	以下のとおり、要件を一部緩和しました。 ●新（今年度の制度） 夫婦の両方又はいずれか一方が、令和8年1月1日から同年12月31日までの一部又は全部の期間において、前橋市民であったこと ※ただし、助成の対象治療期間は、「3助成対象の治療期間」に記載のとおりとなります。 ●旧（令和7年度までの制度） 夫婦の両方又はいずれか一方が令和6年12月31日以前かつ申請日の1年以上前から引き続き前橋市に住所を有していること 詳細は「1助成を受けるための要件」を参照してください。
転出者も申請できるようになりました	以下のとおり、令和8年4月1日以降の転出者も申請できるようになりました。 ●新（今年度の制度） 令和8年4月1日から令和9年2月26日までに、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人は、 本市の市民ではなくなった日から起算して2か月以内又は令和9年2月26日のいずれか早い方まで を期限として申請できます。なお、申請期限が土日祝日に該当する場合には、その翌日をもって期限とします。 ●旧（令和7年度までの制度） 令和7年4月1日以降申請期限までに、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人は、転出前までに申請が必要（転出後は一切申請不可）。 詳細は「5申請期限」を参照してください。

1 助成を受けるための要件

- （1） 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦（事実婚を含む。以下同じ）であること
- （2） 夫婦の両方又はいずれか一方が、令和8年1月1日から同年12月31日までの一部又は全部の期間において、前橋市民であったこと
- （3） 医療保険各法における被保険者若しくは被扶養者又は医療扶助受給者であること
- （4） 申請日において市税の未納がないこと
- （5） 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者ではないこと

2 助成対象となる不妊治療・検査等

以下の治療のうち、別紙「**令和8年度前橋市不妊治療費助成事業における助成対象（医療機関向け）**」に定めたもの。必ず当該別紙をご確認ください。

- (A)一般不妊治療
- (B)生殖補助医療（※いわゆる「特定不妊治療」）
- (C)男性不妊治療

3 助成対象の治療期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

※ただし、助成対象は、この期間のうち、継続して前橋市民である期間の治療に限ります。

この期間内で複数回前橋市から転出している場合、申請の直前に前橋市民であった期間の治療に限ります。

4 助成内容・助成額

(1) (A)一般不妊治療と(B)生殖補助医療に対する助成額

助成対象の治療期間内に(A)と(B)に要した治療費の自己負担額(※)の2分の1以内とし、**15万円**を限度とします。(100円未満の端数は切り捨て)

ただし、治療費のうち、保険適用分は月の上限額を5万円としその合計と自由診療分の合計が自己負担額(助成対象額)となります。様式第2号の1の治療費計算表をご参照ください。

(2) (C)男性不妊治療に対する助成額

助成対象の治療期間内に男性不妊治療に要した治療費の自己負担額(※)の2分の1以内とし、**5万円**を限度に上記(1)に上乗せします。(100円未満の端数は切り捨て)

ただし、治療費のうち、保険適用分は月の上限額を5万円としその合計と自由診療分の合計が自己負担額(助成対象額)となります。様式第2号の2の治療費計算表をご参照ください。

※高額療養費制度等の公的給付を、積極的にご利用ください。

※上記(1)と(2)それぞれの上限額に達するまで、同一年度内は複数回申請することができます。ただし、申請毎に添付書類を揃えていただく必要があります。

※申請回数制限及び年齢制限はありません。

5 申請期限

(1) 市民による申請期限(申請日時点で前橋市民である場合)

令和9年2月26日(金)

(2) 転出者による申請期限①

令和8年1月1日から同年3月31日までに夫婦ともに本市の市民ではなくなった人(住民票上、他市区町村民になられた人)は、**令和8年5月29日(金)**を期限として申請できます。

助成対象期間は、令和8年1月1日から同年3月31日までの前橋市に住所を有していた期間となります。

※【追加書類】本案内最終頁の全員必須書類に加え、**戸籍謄本、住民票**が必要です。

(3) 転出者による申請期限②

令和8年4月1日から令和9年2月26日までに、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人(住民票上、他市区町村民になられた人)は、**申請者が本市の市民ではなくなった日から起算して2か月以内**又は**令和9年2月26日のいずれか早い方まで**を期限として申請できます。なお、申請期限が土日祝日に該当する場合には、その翌日をもって期限とします。

助成対象期間は、令和8年1月1日以降転出するまで、**前橋市に継続して住所を有していた期間**となります。

※【追加書類】本案内最終頁の全員必須書類に加え、**戸籍謄本、住民票**が必要です。

【(1)~(3)共通の留意事項】

- ・申請受付時、書類の簡易的な確認作業を行いますので、お時間に余裕をもってお越しください。
 - ・例年、申請期限直前は窓口が大変混み合います。申請書類が揃った人は早めに申請してください。
 - ・申請期限までにすべての書類が整わない場合、不交付となります。早めの準備を推奨いたします。
- なお、医療機関が発行する受診証明書が申請期限に間に合わない場合であっても、不交付となります。
- ※医療機関が発行する受診証明書は、医療機関によっては2週間~1か月程度要することがあります

<(3)転出者による申請期限②における期限の例> ※不明点はお問い合わせください。

本市の市民ではなくなった日	期限	解説
2026/4/1	2026/6/1 (月)	4/1の応当日は6/1。その前日である5/31(日)が期限ですが <u>土日祝日であるため、その翌日である6/1(月)が期限。</u>
2026/4/28	2026/6/29 (月)	4/28の応当日は6/28。その前日である6/27(土)が期限ですが <u>土日祝日であるため、その翌日である6/29(月)が期限。</u>
2026/4/30	2026/6/29 (月)	4/30の応当日は6/30(火)、その前日である6/29(月)が期限。
2026/5/31	2026/7/30 (木)	5/31の応当日は7/31(金)、その前日である7/30(木)が期限。
2026/7/31	2026/9/29 (火)	7/31の応当日は9/30(水)、その前日である9/29(火)が期限。
2026/12/27以降	2027/2/26(金) (最終期限)	12/27の応当日は2/27、12/28~12/31の応当日は全て2/28、1/1以降の応当日は3/1以降ですが、 <u>最終期限である2/26(金)が期限。</u>

6 申請方法

(1) 窓口へ提出

提出場所：前橋市こども支援課 (前橋市保健センター2階窓口)

開庁時間：月曜～金曜日 午前9時から午後5時まで(祝祭日・年末年始は除く)

(2) 郵送で提出(※申請期限**必着**)

郵送先：〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17 前橋市こども支援課おやこ健康係 宛て

※差出人の住所氏名を必ずお書きください。

郵送の場合の注意点

- ①書類に不備がある場合に追加で発生する郵送費も、**申請者負担**となります。
※申請期限までにすべての書類がそろわない場合、不交付となります。一度お預かりした書類は返却できません(原本とコピーをそろえてご提出いただいた場合の原本のみ返却可)。
- ②**レターパックでの郵送**をお願いします。
※配達記録の残らない郵便物の不着事故等に関しては、責任を負いかねます
※料金不足で到達したものは、一切受理いたしません。
- ③領収書の原本の返却を希望される人は、原本とコピーをセットでご提出いただき、**必ず返信用のレターパックを同封してください。**

7 注意点

・申請期限後は、**一切申請を受け付けることができません**(期限までに、医療機関の証明書がそろわない場合や、その他不備を解消できない場合も同様)。

・申請書類受付時、証明書と領収書の金額の照合は致しません。書類受付後審査の段階で、証明書の金額と領収書の金額の計が一致しない場合、**証明金額又は領収金額のうちいずれか低い金額**を助成対象額として扱います。例えば、証明金額に対して領収書の金額が不足している場合などには、その分は助成対象外となりますのでご注意ください。

不安のある人は、事前に、領収金額が証明金額に一致するか、ご自身で計算していただくことを推奨いたします。

・領収書の原本がない場合、助成対象外となります。

また、領収書の原本がある場合であっても明細書が不足している場合、助成対象外となります。
必ず、領収書(原本)と明細書をセットでお持ちください。

8 問い合わせ先

前橋市こども未来部こども支援課おやこ健康係

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目3番17号 前橋市保健センター2階

電話 027-220-5704 (直通)



詳しくは、前橋市のホームページをご覧ください↑

9 申請に必要な書類（チェックリスト）

(1) 全員必須

	提出書類	様式・説明
1	前橋市不妊治療費助成金交付申請書	様式第1号
2	以下のうち、該当するもの（医療機関で記入） 前橋市不妊治療費助成事業受診等証明書（A）（B） 前橋市不妊治療費助成事業受診等証明書（C）	様式第2号の1 様式第2号の2
	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療を行ったこと及び治療費用を証明するもので、医療機関へ記入を依頼してください。（作成に日数がかかる場合がありますので、医療機関にご確認ください。） ・医療機関へ「令和8年度前橋市不妊治療費助成事業における助成対象（医療機関向け）」をお渡しください。 ・院外処方がある人は、処方箋が発行された医療機関で、証明を受けてください。 ・不妊治療の主治医の紹介により産婦人科及び泌尿器科以外の医療機関を受診した人は、不妊治療の主治医に証明を受けるか又は主治医による紹介であることの証明が必要です。 	
3	完納証明書 （前橋市税のみ・夫婦それぞれのもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・交付窓口〔市役所2階33番税証明窓口、支所、市民サービスセンター、証明交付コーナー、前橋プラザ元気21〕で取得できます（有料）。保健センターに隣接する「第二コミュニティセンター（第二証明交付コーナー）」でも取得できます。
	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市税において、未納がないことを証明するものです。市外の人でも前橋市税の未納が無いことを確認するため、必要になります。 ・申請の2か月以内に発行したものののみ有効です <p>納税・完納証明に関する問合せ先 前橋市収納課 027-898-6226</p>	
4	不妊治療費の領収書と診療明細書の ①原本と②コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付時に領収書・診療明細書の①原本と②コピーの2点を提出してください。2点を照合した後、①原本をお返しします。
	<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書・診療明細書的一方又は両方を廃棄・紛失したものは、助成できません。 ・コピーの方法：A4用紙に領収書と診療明細書を対に並べて、日付順にしてください。縮小はA5サイズまで（A4→A5可。原本がA5以下の場合縮小不可。） （注意）上記以下に縮小したもの、汚損しているもの、金額・点数・治療内容等が明瞭ではないものは、不可 ※税の医療費控除を受けない人など、領収書・診療明細書の①原本を提出しても問題の無い人は、②コピーは不要です。ただし、受付後の書類は一切返却できませんので、ご注意ください。 	
5	申請者の口座情報が分かるもののコピー	振込先口座の通帳（表紙裏）等

(2) 場合により必須

6	戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ①単身赴任等で夫婦の一方が市外に住所を有する場合 ②夫婦ともに市内に居住しているが住所や世帯が異なる場合 ③事実婚の場合 ④転出者 <p>※戸籍謄本で婚姻関係（事実婚の場合は独身であること）の確認をします。外国人で、住民基本台帳上の続柄上において婚姻の確認ができない人については婚姻証明書（日本語訳要。訳者名明記）が、事実婚の人は独身を証明する書類等が必要です。場合により必要書類異なりますので、詳細はお電話又は来庁いただきご確認ください。</p>
7	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ①単身赴任等で夫婦の一方が市外に住所を有する場合等 ②転出者
8	事実婚関係に関する申立書 （様式第4号）	事実婚の場合。